

久喜市電気自動車等購入費補助金交付要綱

令和元年5月15日

告示第14号

(趣旨)

第1条 この告示は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の購入を促進し、地球温暖化の防止及び大気汚染の改善を図るため、電気自動車等の購入者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車とは、電池によって駆動する電動機を原動機として搭載した4輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。

(2) プラグインハイブリッド自動車とは、エネルギー回生機能を有する4輪以上の検査済自動車であって外部からの充電が可能なものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、補助金の交付を受けようとする者で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 第7条に規定する交付申請書の提出時において、市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 補助金の交付を受けようとする者及び生計を一にする者が、市税を滞納していないこと。

(補助対象車両)

第4条 補助対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付決定の日以後に新車新規登録となる電気自動車等であること。
- (2) 申請者の自己の用に供するものであること。
- (3) 使用の本拠の位置が市内であること。

(補助対象経費等)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象車両1台分の車両本体価格とし、消費税及び地方消費税は含めないものとする。

2 同一の者に対する補助金の交付は1台かつ1回限りとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、5万円以内とし、前条第1項の経費を超えない範囲内とする。

(交付申請書の様式)

第7条 規則第6条第1項の申請書の様式は、電気自動車等購入費補助金交付申請書（様式第1号）のとおりとする。

(交付の条件)

第8条 規則第8条第1項第3号の規定により付する公布の条件は、次のとおりとする。

- (1) 第15条の規定する期間内に、補助金により取得した財産の処分、譲渡等をしないこと。
- (2) 前号の期間内において、市長から必要な報告を求められた場合は、情報提供等の協力をする事。

(交付・不交付決定通知書の様式)

第9条 規則第9条の通知書の様式は、電気自動車等購入費補助金交付・不交付

決定通知書（様式第2号）のとおりとする。

（変更等承認申請書の様式）

第10条 規則第11条第1項の申請書の様式は、電気自動車等購入費補助金変更等承認申請書（様式第3号）のとおりとする。

（実績報告書の様式）

第11条 規則第13条の報告書の様式は、電気自動車等購入費補助金実績報告書（様式第4号）のとおりとする。

（補助金額確定通知書の様式）

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、電気自動車等購入費補助金額確定通知書（様式第5号）のとおりとする。

（交付の請求）

第13条 申請者は、前条の通知を受けたときは、市長に電気自動車等購入費補助金交付請求書（様式第6号）を提出し、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（決定取消通知書の様式）

第14条 規則第17条の規定による交付決定の取消しの通知は、電気自動車等購入費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）のとおりとする。

（財産処分の制限）

第15条 規則第19条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助対象車両に係る自動車検査証の交付後、3年間とする。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、久喜市電気自動車等購入費補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(補助金の交付申請の特例)

- 2 平成31年4月1日からこの告示の施行の日の前日までの間に新車新規登録をした電気自動車等については、第4条第1号の規定は適用しない。